

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 702 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 702 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 6 年 2 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 6 年 2 月 20 日（火） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

14 番	稲葉	きみ子
15 番	大嶋	英二
16 番	神谷	登
17 番	鈴木	千代子
18 番	竹内	敬三
19 番	富田	勇治

・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 702 回）

令和 6 年 2 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地改良届出について	
5	報告 4	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
6	報告 5	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
7	報告 6	使用貸借契約の解約通知について	
8	報告 7	認定電気通信事業者が行う無線基地局建設に伴う事業計画について	
9	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
10	議案 2	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	
11	議案 3	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
12	議案 4	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）	
13	議案 5	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 702 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』から、日程第 8、報告第 7 号『認定電気通信事業者が行う無線基地局建設に伴う事業計画について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内で自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の 3 件です。畑と田がそれぞれ 2 筆で、転用面積は 982 m²の届出がありました。転用目的は、集合住宅が 2 件、住宅が 1 件です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 2 頁から 4 頁までの 9 件です。畑が 17 筆、田が 2 筆で、転用面積は合計で 4,677.67 m²の届出がありました。転用目的は、住宅が 4 件、宅地が 3 件、月極駐車場と車庫がそれぞれ 1 件です。

続いて、報告第 3 号『農地改良届出について』をご説明します。農地を嵩上げ又は切土して、農地として利用されるもので、議案書 5 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、377 m²の届出があり、大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱及び基準のすべての項目に適合していました。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 4 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出をしていただくもので、議案書 6 頁から 7 頁までの 5 件です。畑が 17 筆、田が 5 筆で、合計で 21,782 m²の届出がありました。

続いて、報告第 5 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地に係る賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書 8 頁の 2 件です。畑と田がそれぞれ 1 筆で、合計で 1,155 m²の届出がありました。

続いて、報告第 6 号『使用貸借契約の解約通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地に係る使用貸借契約の合意による解約通知で、議案書 9 頁の 1 件です。田が 1 筆で、766 m²の届出がありました。

最後に、報告第 7 号『認定電気通信事業者が行う無線基地局建設に伴う事業計画について』をご説明します。

まず、議案参考資料をご覧ください。農地法第 5 条第 1 項では原則、「農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならな

い。」としています。一方、例外として許可を要しない場合に同項では、「ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。」と規定し、同項第7号では「その他農林水産省令で定める場合」と規定しています。この「その他農林水産省令で定める場合」とは、農地法施行規則第53条各号のいずれかに該当するもので、同条第14号では「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合」としており、この第1号の権利とは「農地又は採草放牧地を耕作及び養畜の事業以外の事業に供するために貸し付けることにより法第3条第1項本文に掲げる権利」で、この場合には許可不要となります。よって、携帯電話会社である認定電気通信事業者が行う無線基地局の建設については、農地法第5条第1項第7号と農林水産省令である農地法施行規則第53条第14号の規定により農地転用の許可が不要な案件ではありますが、この報告案件は事業の着手前に許可権者である愛知県と認定電気通信事業者が協議するために事業計画書を提出するものです。事業計画書の提出があったのは、議案書10頁の2件で、畑が2筆で、合計で19㎡でした。説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの報告第1号から報告第7号までの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第9、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の2件を上程します。事務局より説明してください。

（花井信武 事務局長）

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。

農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案書11頁の大府市農業委員会の許可案件2件です。畑が3筆、田が1筆で、面積は合計で1,020㎡の申請です。

申請事由として、1番の案件は、新たに農地を取得し、規模拡大のために取得するものです。次に、2番の案件は、新たに農地を取得し、営農規模の拡大を図るために取得するものです。議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおりで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、神谷登委員どうぞ。

（神谷 登 委員）

1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2 番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

2 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などはございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第 1 号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定します。

次に、日程第 10、議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』の 1 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、自ら行う農地転用で、議案書 12 頁の愛知県知事の許可案件の 1 件です。内訳は、畑が 2 筆で、転用面積は合計で 456.00 m²の申請です。

この案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第 1 種農地です。区分の要件は、概ね 10ha 以上の一団の農地の区域内にあるものに該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございますか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区の委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について、成田正彦委員どうぞ。

(成田正彦 委員)

1 番の申請地は、土地造成は無く砂利敷きと一部アスファルト舗装です。雨水は、自然浸透と一部道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 2 号を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は『なし』とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 2 号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第 11、議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』の 7 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用です。議案書 13 頁から 15 頁までの愛知県知事の許可案件 7 件です。内訳は、畑が 17 筆で、転用面積は合計で 7,867 m²の申請です。

始めに、1 番の案件は、教育施設である保育園を整備する目的で、所有権を移転し、転用するものです。農地区分は、第 3 種農地です。区分の要件は、2 種類の上下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の道の沿道の区域で、概ね 500m 以内に中学校と診療所という 2 つの教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある区域にある農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。

次に、2 番の案件は、教育施設である保育園を整備する目的で、賃借権を設定し、転用するものです。農地区分は、1 番の案件と同様に第 3 種農地です。区分の要件及び許可の判断基準は、1 番の案件と同じです。また、以上の案件は、昨年 12 月の総会で農振農用地区域除外案件として、ご審議していただいた案件です。

次に、3 番の案件は、資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第 2 種農地です。区分の要件は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であるものに該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。

次に、4 番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第 3 種農地です。区分の要件は、インターチェンジから概ね 300m 以内の区域にある農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。また、この案件は、昨年 12 月の総会で農振農用地区域除外案件として、

ご審議していただいた案件です。

次に、5番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第1種農地です。区分の要件は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にあるものに該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。また、この案件は、昨年12月の総会で農振農用地区域除外案件として、ご審議していただいた案件です。

次に、6番の案件は、駐車場及び資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第1種農地です。区分の要件は及び許可の判断基準は、5番の案件と同じです。また、この案件は、昨年9月の総会で農振農用地区域除外案件としてご審議していただいた案件です。

最後に、7番の案件は、直売所の店舗を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第2種農地です。区分の要件及び許可の判断基準は、3番の案件と同じです。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区の委員より意見をいただきたいと思います。1番と2番の案件について、鈴木広子委員どうぞ。

(鈴木広子 委員)

1番と2番の申請地は、土地造成をしますが、周辺には擁壁を設置します。雨水は、地下貯留施設経由で既設水路へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、大威千里委員どうぞ。

(大威千里 委員)

3番の申請地は、土地造成はなく整地のみです。雨水は、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番及び5番の案件について、久野恵子委員どうぞ。

(久野恵子 委員)

始めに、4番の申請地は、土地造成は無く整地のみです、雨水は、最終枡で集水後、道路側溝に排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

次に、5番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、最終枡から南の用悪水路に排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、6番の案件について、小島春男委員どうぞ。

(小島春男 委員)

6番の申請地は、土地造成は無く防草土を敷く整地のみです。雨水は、自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、7番の案件について、浅田昭茂委員どうぞ。

(浅田昭茂 委員)

7番の申請地は、土地造成は無く砂利敷きです。雨水は、自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号について採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第12、議案第4号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』の2件を上

程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して、利用権を設定するもので、議案書16頁の2件です。畑が3筆で、合計で4,781㎡の申請です。借り手は、市内の方と市外の方がそれぞれ1名で、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号について採決します。

原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第13、議案第5号『農用地利用集積等促進計画案に関する意見について』の8件を上程します。このうち8番の案件は、本田貴士委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する議案となります。始めに、議事参与の制限に該当しない1番から7番までの7件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農用地利用集積等促進計画案に関する意見について』のうち議事参与の制限に該当しない1番から7番までの7件をご説明します。既に、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有し、利用権を設定した案件で、借り手を変更する「農用地利用集積等促進計画」を作成するため、農業委員会に意見が求められています。議案書17頁から19頁までで、田が10筆で、面積は合計で10,129.7㎡の申請です。新たに権利の移転を受ける者は、いずれも市内の方で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち議事参与の制限に該当しない7件について採決します。本申請を大府市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は。挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち議事参与の制限に該当しない7件は、委員会の「意見なし」で、大府市長へ回答することに決定します。

次に、議案第5号のうち8番の案件は、本田貴士委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与に該当するため、本田貴士委員は退室をお願いします。

(本田貴士委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第5号のうち本田貴士委員の議事参与案件である8番の1件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農用地利用集積等促進計画案に関する意見について』のうち議事参与案件である8番の1件をご説明します。既に、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有し、利用権を設定した案件で、借り手を変更する「農用地利用集積等促進計画」を作成するため、農業委員会に意見が求められております。議案書の19頁で、田が1筆で、1,313㎡の申請です。新たに権利の移転を受ける者は、本田貴士委員で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち8番の1件について採決します。本申請を大府市長に回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち8番の1件は、委員会の「意見なし」で大府市長へ回答することに決定します。本田貴士委員は入室してください。

(本田貴士委員 入室)

これで、全案件の審議が終了しました、
以上を持ちまして、第702回総会を閉会します。